

知財法務の勘所Q & A（第62回）

知財法務に絡む税務（国内取引）



アンダーソン・毛利・友常 法律事務所
弁護士 下尾 裕

Q1 企業担当者が知的法務を担当する上で知っておくべき税務の基礎知識について、教えてください。

A1 企業の知的法務においては、主に法人税、消費税、源泉所得税、印紙税が問題となります。税務が問題となる場面としては、大きく①企業が知的財産権を譲渡・譲受する場面、②企業がライセンス契約を締結する場面が想定されます。

以下において、国内企業（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）が国内に居住する個人又は国内企業と取引する場合を前提に税務上の取扱いをご説明いたします（クロスボーダーの取引については次回触れます。）。

1 法人税・消費税・源泉所得税・印紙税の概要

(1) 法人税

法人税は、株式会社、合同会社等の法人の所得に対して課税される税金です。正確には、法人の所得については、法人税(国税)のほか、法人住民税(地方税)、法人事業税(地方税)、特別法人事業税(国税)及び地方法人税(国税)が課税され、法人の資本金や所在地にもよるものの、これらの税金を合わせた実効税率は30%～33%程度になります（本稿では、これらの税金を総称して単に「法人税」といいます。）。

大枠としては、株式発行等の資本取引や金銭の貸借等の貸借取引以外の取引により発生する利益部分が課税対象になります。

(2) 消費税

事業者が国内において行う資産の譲渡、資産の貸付け又は役務提供の対価に対して課税される税金です。一般に消費税と呼ばれるものは、消費税及び地方消費税を総称したもので、合計の税率は10%（軽減税率が適用される場合は8%ですが、知財法務に関連する取引について軽減税率の適用を受ける場面は想定されません。）です。

消費税は、最終消費者に順次転嫁されている仕組みになっており、各事業者は、事業年度において受領した消費税相当額から支払った消費税相当額のうち売上全体に占める消費税課税対象取引に相当する割合（課税売上割合）に相当する部分を控除した残額を納税します（このような支払った消費税相当額の税額控除を「仕入税額控除」といいます）。